

無申告加算税の不適用期間の延長（資料編）

平成26年12月12日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

無申告加算税の不適用期間の延長①

特例申告制度の概要

- 申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者は、税関長に対し、当該貨物に係る関税の納付に関する申告（申告納税方式）をしなければならず、当該申告は、輸入申告（貨物の引取りに係る申告）の際に行うこととされている。〔関税法第7条〕
- 貨物を輸入しようとする者であって、あらかじめ税関長の承認を受けた者及び貨物の輸入に係る通関手続を認定通関業者に委託した者は、申告納税方式が適用される貨物について、特例申告書を税関長に提出することによって、関税の納付に関する申告（特例申告）を行うことができ、当該特例申告書は、貨物の輸入の許可の日の属する月の翌月末日（提出期限）までに税関長に提出しなければならないこととされている。〔関税法第7条の2〕
- 提出期限までに税関長に提出する特例申告書を「期限内特例申告書」といい、その期限後に税関長に提出する特例申告書を「期限後特例申告書」という。なお、特例申告に係る貨物の関税を納付すべき期限（法定納期限）は特例申告書の提出期限とされている。〔関税法第7条の2、第7条の4及び第12条〕

無申告加算税の概要

- 関税に係る無申告加算税は、申告納税制度の定着と発展を図るため、申告義務が適正に履行されない場合（納付すべき関税を申告しない場合）に課するものとして平成9年に導入。
- 特例申告に係る貨物について、期限後特例申告書が提出された場合には、原則として、無申告加算税（15%）を課すこととされている。〔関税法第12条の3第1項〕
- 一方で、期限後特例申告書の提出があった場合（税関長による税額の決定があることを予知してされたものでない場合に限る。）であっても、期限内特例申告書を提出する意思があったと認められる場合（注）であり、かつ、当該期限後特例申告書の提出がその提出期限から「2週間を経過する日まで」に行われたものであるときは、無申告加算税を課さないこととされている（不適用制度）。〔関税法第12条の3第5項〕

（注）期限内特例申告書を提出する意思があったと認められる場合〔関税法施行令第9条の3〕

- ① 過去1年間、無申告加算税又は重加算税を課されたことがなく、かつ不適用制度の適用を受けていないとき
- ② 期限後特例申告書に係る納付すべき税額の全額が特例申告書の提出期限（法定納期限）までに納付されていたとき

無申告加算税の不適用期間の延長②

検討

- 内国税に係る無申告加算税については、無申告加算税の不適用制度の適用状況などを踏まえ、当該制度の適用対象となる期限後申告書の提出の期間について、提出期限から「2週間を経過する日まで」を「1月を経過する日まで」に見直すことを検討。
- 関税に係る無申告加算税の不適用制度は、内国税の制度と同様に、単純な事務的ミスにより特例申告書の提出が遅延した納税者を救済するための措置として導入しているものであり、当該制度の適用対象となる期限後特例申告書の提出の期間について、提出期限から「1月を経過する日まで」に延長することは、その提出期限内に申告をする意思のあった納税者の救済に繋がると考えられる。
- 無申告加算税の不適用制度は、輸入貨物に係る関税及び内国消費税のいずれにも適用されるもの。一の申告により一の輸入貨物に対して課される関税と内国消費税との間でその適用に差異が生じることは制度を複雑にし、納税者にとって望ましくないものと考えられる。

内国税の見直しが行われる場合には、関税の無申告加算税の不適用制度の対象となる期限後特例申告書の提出の期間について、提出期限から2週間を経過する日まで」とされているものを「1月を経過する日まで」に延長することが適当ではないか。

